

徳島県環境評価条例等の改正について



県民環境部環境管理課

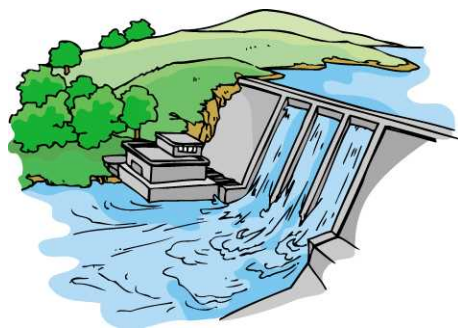
土砂担当

平成26年12月17日

環境審議会政策部会(第2回)

環境影響評価の目的

交通の便をよくするために道路や空港を作ること、水を利用するためにダムを作ること、生活に必要な電気を得るために発電所をつくること、これらはいずれも人が豊か暮らしをするためには必要なことですが、いくら必要な開発事業であっても、環境に重大な影響を与えてはいけません。



環境影響評価制度とは

「持続的発展が可能な社会の構築」

◎環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、事業者自らがその事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して、住民、行政機関などから意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作成していくことを目的とする制度。



徳島県の環境影響評価の仕組み

規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業

※規模要件に該当する事業

◎環境影響評価法（13種の事業）

◎徳島県環境影響評価条例（20種の事業）

- ・環境影響評価法の第二種規模で、法によるアセスメントを実施しない事業は、県の条例（県の第一種規模に該当）でアセスメントを実施しなければならない。
- ・県で独自の対象事業（7種の事業）
- 法と条例が一体となり、より環境保全に配慮したアセスメントを実施

徳島県環境影響評価条例等の改正の内容

1. 放射性物質の適用除外規定の削除【条例】
2. 戦略的アセスメントの導入【条例】
3. 風力発電所事業を対象事業に追加【規則】
4. その他
 - ・環境影響評価図書の子縦覧の義務化
 - ・方法書についての説明会の開催の義務化
 - ・その他

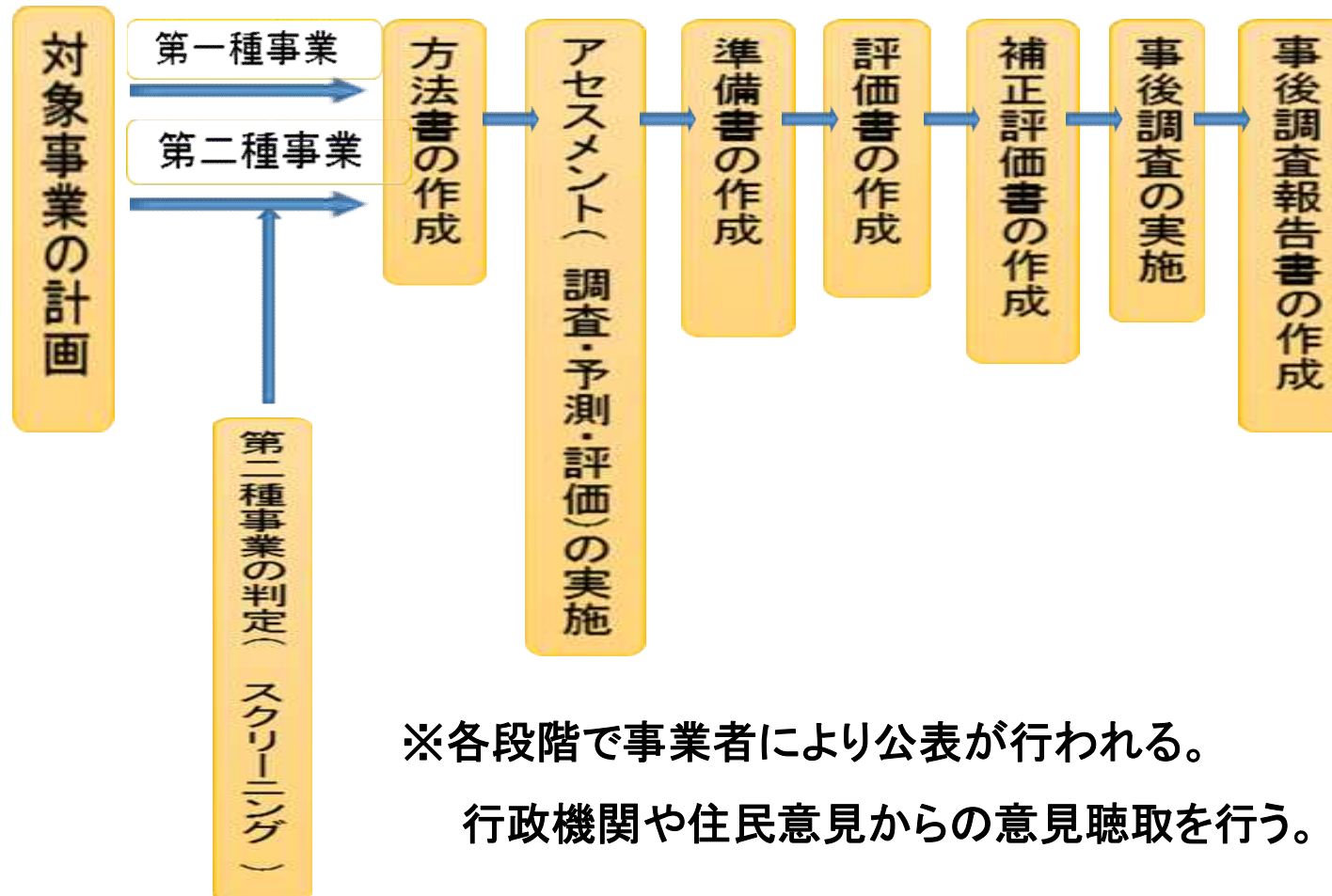
条例改正の背景(国の関係法令の改正)

- 平成24年10月1日 施行
「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」
 - ・風力発電所の設置の工事の事業等を環境影響評価法の対象事業とする。

- 平成25年4月1日 施行
「環境影響評価法の一部を改正する法律(平成23年法律第27号)」
 - ・計画段階配慮書の手続の新設
 - ・方法書における説明会の開催の義務化
 - ・環境影響評価図書の子縦覧による公表の義務化等

- 平成26年6月1日 施行
「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第60号)」
 - ・環境影響評価法の放射性物質に係る適用除外規定の削除がされる。

環境影響評価の手続(改正前)



※各段階で事業者により公表が行われる。

行政機関や住民意見からの意見聴取を行う。

環境影響評価の手続

□ 方法書

環境影響評価をどのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくかという計画を示した図書

□ 準備書

環境影響評価の結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方をとりまとめた図書

□ 評価書

住民及び知事の意見内容を検討し、必要に応じ準備書の内容を検討、修正しまとめた図書

□ 事後調査報告書

評価書に記載した事後調査の図書（工事中又は、事業の供用後徐々に環境影響が増して行くことが想定される場合に、工事完了後一定期間モニタリング調査を行った結果をまとめたもの）

1. 放射性物質の適用除外規定の削除とは

(経緯)

平成23年の福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質が放出

環境法体系に下で放射性物質による環境汚染の防止のための措置を明確に位置づける必要があります。

□ 「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」(平成26年6月公布)

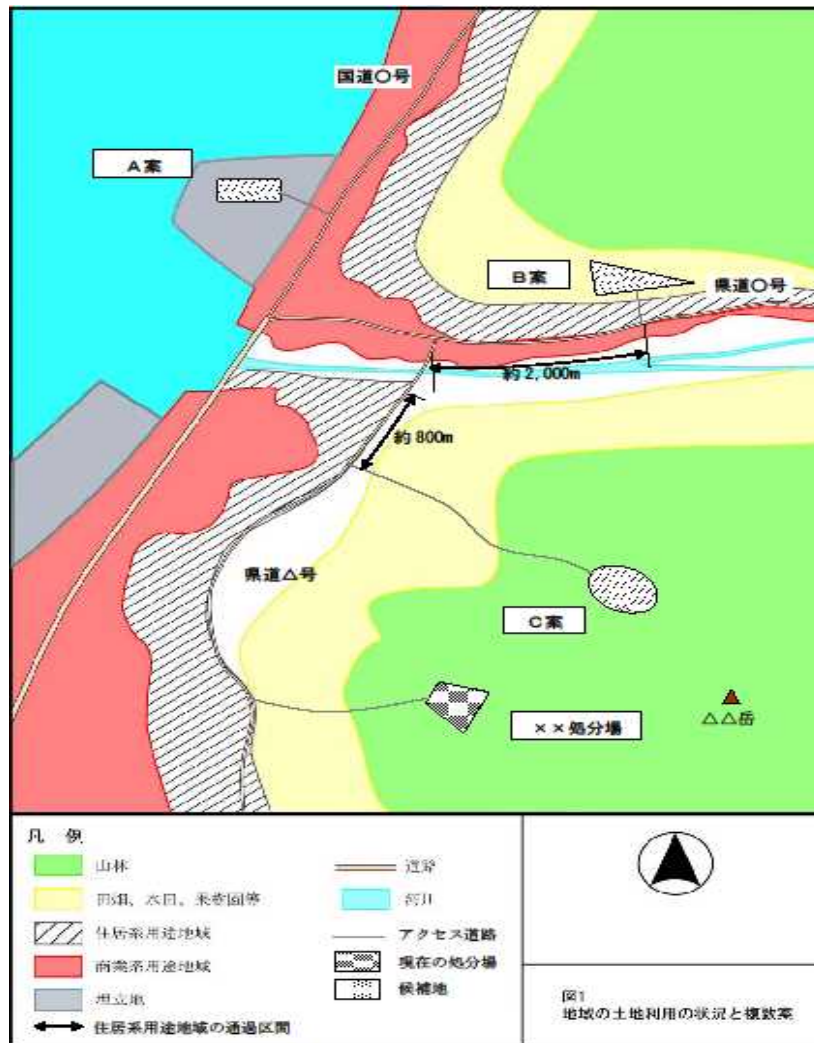
大気汚染防止法、水質汚濁防止法、環境影響評価法の放射性物質に係る適用除外規定が削除。

改正された環境影響評価法の施行日：平成27年6月1日

1. 放射性物質の適用除外規定の削除とは

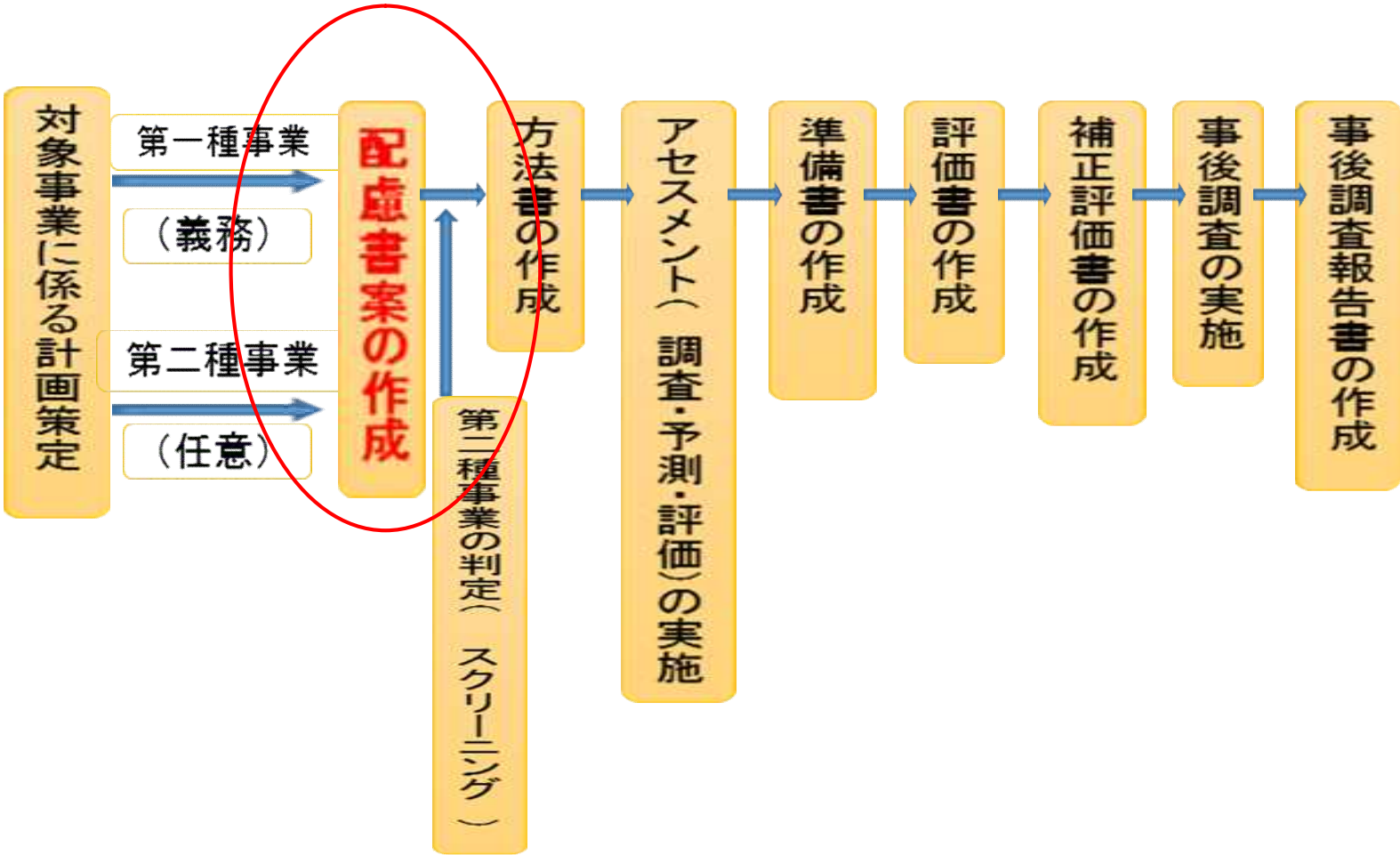
- 基本的事項別表への放射性物質の位置づけ
環境影響評価の項目に、新たに一般環境中の放射性物質に関する区分を設ける。
- 放射性物質による環境汚染状況の把握方法
放射線の量を把握することにより、調査・予測・評価を行う。

2. 戦略的環境アセスメントとは (SEA: Strategic Environmental Assessment)



- 事業の計画・立案段階で、事業者が、事業の位置、規模等の複数案を設定
- 重大な環境影響に着目して環境の保全のために配慮すべき事項について検討する手続

改正後の環境影響評価の手続



改正条例における戦略的環境アセスメントとは

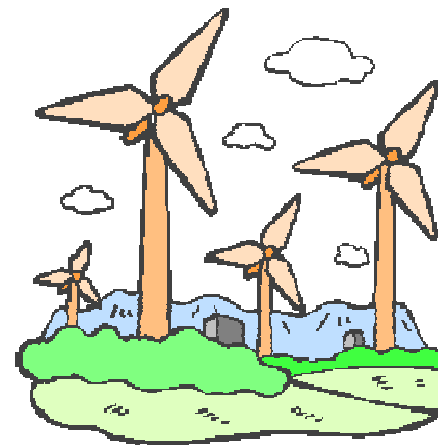
事業の計画の立案段階

- 1 施策段階及び計画・プログラム段階
- 2 個別事業の位置・規模等の検討段階
- 3 個別事業の計画段階

事業に係る計画の立案の段階において、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行わなければならない

3. 風力発電

- 近年、我が国における風力発電施設の導入量が増加。地球温暖化対策の推進により今後、民間事業者による風力発電事業が大幅に増加することが予想される。(国施行:平成24年10月1日)
- 事業実施にあたり考えられる環境影響
 - 騒音・低周波音
 - 動植物
 - 景観
 - シャドーフリッカー



条例における環境評価の対象となる 「風力発電事業規模」

(案)

第一種事業(義務) 7,500~10,000kW

第二種事業(任意) 5,000~7,500kW

ちなみに法アセス規模は、

第一種事業(義務) 10,000kW~

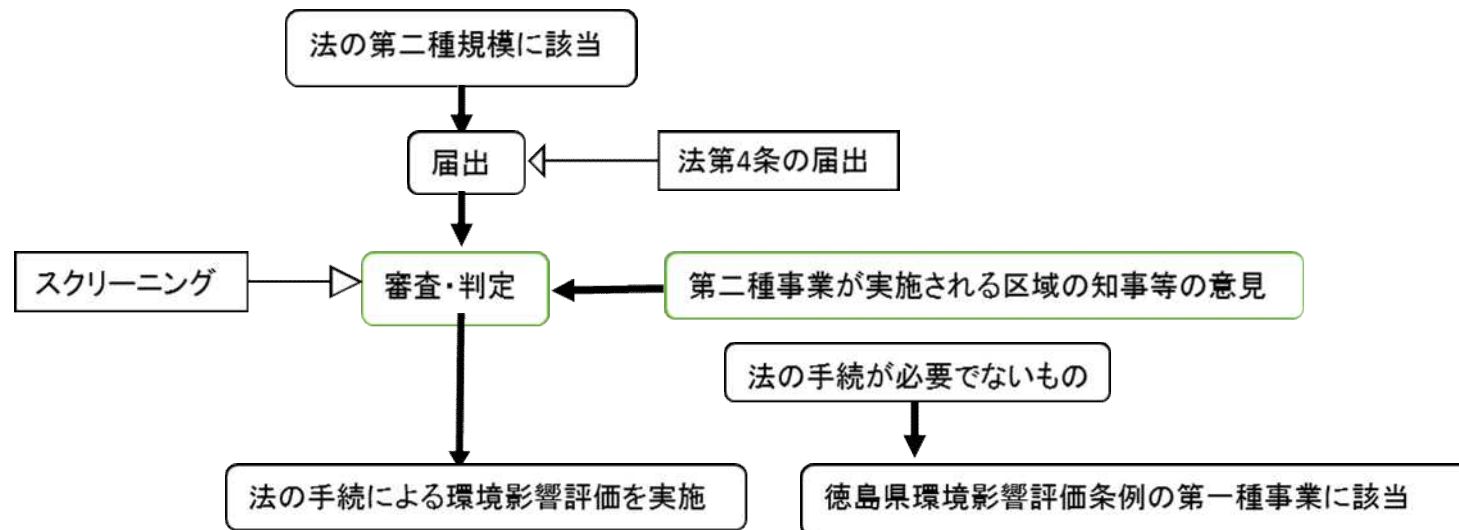
第二種事業(任意) 7,500kW~10,000kW

条例の対象事業(法以外)

□ 法と条例の役割

地域の実情を踏まえ、法と役割を分担し、法と条例が一体となり、より環境の保全に配慮した事業実施を確保する。

(法対象規模のスクリーニング)



4. その他

- 環境影響評価図書の電子縦覧、インターネットによる公表
- 環境影響評価を行うための方法をまとめた方法書の説明会の開催
- 名称の変更
- 条号ずれ
- 法アセスの配慮書に係る知事意見
- 環境要素の区分の名称変更

今後の予定

- 法令審査

平成27年1月初め

- 議案の上程

平成27年2月議会

- 施行

平成27年6月1日